

令和8年度(2026年度)
研究生・科目等履修生
募集要項

熊本大学医学部医学科

熊本大学大学院医学教育部

1. 出願資格

◎研究生

特殊の専門事項について、指導教員のもとに研究を行います。

研究生の入学の時期は4月1日または10月1日とします。ただし、特別な理由のため中途入学を希望する場合は、7月1日及び1月1日付けの入学を許可します。

医学教育部博士課程研究生の種類

◎研究生・・・常勤して研究を行う者 ◎研究専攻生・・・他に主たる業務に携わり、不定期的に研究を行う者

I 出願資格

次のいずれかに該当する者又は入学までに該当見込みの者

【医学部医学科】

- (1) 大学を卒業した者(短期大学を含む)
- (2) 旧高等学校令による高等学校及び旧専門学校令による専門学校を卒業した者
- (3) 教授会で適当であると認められた者

【医学教育部修士課程】

- (1) 学校教育法に定める大学の卒業生
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (13) 外国において、当該外国の大学における4年の課程を修了した者で、学校教育において通算15年以上の課程を修了した者
- (14) 外国において、学校教育における12年以上の課程を修了しており、当該外国の制度等により、我が国の大学卒業に相当する学歴を授与された者、又は我が国の学士に相当する学位を授与された者

【医学教育部博士課程】

- (1) 大学(医学、歯学、薬学(修業年限6年)又は獣医学を履修する課程)を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大

臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5)文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)

(6)外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学(医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(8)大学(医学、歯学、薬学(修業年限6年)又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(9)外国において学校教育における16年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。以下、この号において同じ)を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

II 授業関係

1. 指導教員及び授業担当教員の承認を経て、研究に直接関係のある授業に出席することができます。
2. 在学期間終了前に、研究成果報告書を指導教員を経て所属長に提出しなければなりません。
3. 研究成果は、教授会または教育部教授会で審査し、願い出により業績を証明することができます。

III 在学期間

原則として1年です。ただし、願い出により更新を認めることがあります。

なお、中途入学者の在学期間は当該年度の末日(3月31日)までとします。

◎ 科目等履修生

・学部や大学院において開講している授業科目を履修する制度です。一般の学生(正規生)と同様に、試験等を受けて一定以上の成績を修めた場合は、その科目の単位を修得することが可能です。

なお、医学部医学科においては、大学院で医学に関する学問を専攻している者で、授業担当教員から履修許可を得られた者を想定しています。

I 出願資格

次のいずれかに該当する者又は入学までに該当見込みの者

【医学部医学科】

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年度文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規則(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

【修士課程】

研究生の修士課程の出願資格(1)～(12)と同様です。

【博士課程】

研究生の博士課程と同様です。

II 授業関係

- (1) 許可された授業科目を履修することができます。
- (2) 履修した科目について、願い出により試験を受けることができ、科目試験に合格した者には、所定の単位が与えられます。
- (3) 留学生については、週10時間以上の履修が必要です。
- (4) 履修できない科目がありますので、履修希望の際には、事前に医学事務チーム教務担当(Tel: 096-373-5029)へお尋ねください。

III 在学期間

原則として1年です。

ただし、入学を許可された者が在学期間を延長したいときは、申請に基づき在学期間の延長が認められることがあります。

2. 事前相談について

- (1) 出願資格を満たすか判断できない入学志願者について

出願資格を満たすか判断できない場合や、個別の入学資格審査が必要な入学志願者は、出願に当たっては次により事前に医薬保健学系事務課医学事務チーム教務担当まで相談してください。

・事前相談の時期

国内からの志願者

- 4月入学 令和7年12月19日(金)まで
- 7月入学 令和8年 3月19日(木)まで
- 10月入学 令和8年 5月22日(金)まで
- 1月入学 令和8年 9月18日(金)まで

- (2) 医学教育部外国人志願者の出願について

医学教育部外国人志願者については、指導教員と受け入れについて相談を行うとともに、必ず期間内に事前相談を行ってください。

・事前相談の時期

外国からの志願者

- 4月入学 令和7年 9月19日(金)まで
- 7月入学 令和7年12月19日(金)まで
- 10月入学 令和8年 3月19日(木)まで
- 1月入学 令和8年 5月22日(金)まで

・事前相談時に確認する書類(医学教育部外国人志願者の場合)

①事前審査申請書(所定様式)

②卒業・修了証明書(又は見込証明書)、③学位記(学位を取得している者)、④パスポートの写し

※1 国内からの志願者の場合、上記とは別に、日本在住を確認するための資料として「住民票の写し」を提出してください。

※2 事前相談に係る資料については、コピーの提出で問題ありません。日本語又は英語以外で表記されている場合には、日本語又は英語の翻訳文を添付してください。

3. 出願期間

【研究生】

- 4月入学 令和8年 1月26日(月)～ 1月30日(金) 16時まで(必着)
- 7月入学 令和8年 4月30日(木)～ 5月 8日(金) 16時まで(必着)
- 10月入学 令和8年 6月22日(月)～ 6月26日(金) 16時まで(必着)
- 1月入学 令和8年10月26日(月)～10月30日(金) 16時まで(必着)

※ 外国人志願者で外国からの出願の場合は、上記にかかわらず、下記までに出願手続きを完了してください。

- 4月入学 令和7年12月末日
- 7月入学 令和8年 3月末日
- 10月入学 令和8年 5月末日
- 1月入学 令和8年 9月末日

【科目等履修生】

前期(4月)入学 令和8年 1月26日(月)～ 1月30日(金) 16時まで(必着)
後期(10月)入学 令和8年 6月22日(月)～ 6月26日(金) 16時まで(必着)

※ 外国人留学生で外国からの出願の場合は、上記にかかわらず、下記までに**出願手続きを完了**してください。

前期(4月)入学 令和7年12月末日
後期(10月)入学 令和8年 5月末日

4. 出願手続

受付は9時から16時までとします。

入学志願者は次の提出書類等を医薬保健学系事務課医学事務チーム教務担当へ提出してください。

提出書類等	提出該当者	摘要
入学願書	全 員	所定様式 出願前に指導教員による面接を受け、承認印をもらってください。 写真は縦4cm×横3cm、上半身脱帽正面向きで出願3ヶ月以内に撮影したものを貼ってください。
卒業・修了(見込)証明書	全 員	最終学校のもの(大学を卒業した者は、卒業大学とそれ以降の全ての証明書について提出) ※最終学歴が本学医学部医学科もしくは本学大学院医学教育部の者は不要
成績証明書		
検定料(検定料受付証明書貼付台紙)	全 員	9,800 円 払込後、「検定料受付証明書貼付台紙」に「検定料振込証明書(写)」を貼ってください。 外国から払い込む場合は、5-(3)③をご参照ください。
所属長承諾書(確約書)	該当者	所定様式 会社等に就職している者
合格通知用封筒	国内在住者	宛先を明記した、角型2号封筒(切手不要) ※海外からの出願者及び講座送付希望者は不要
履歴書	外国人志願者	所定様式:学歴は、小学校入学から最終学校卒業まで記入
住民票の写し	外国人志願者のうち該当者	日本国内に在住している者(市町村長が発行の在留資格及び在留期間が明記されているもの)
パスポートの写し	外国人志願者	日本国内及び国外に在住している者
学位記(学位証書)の写し	外国人志願者のうち該当者	学位を取得している者
推薦書	外国人志願者のうち該当者	パスポートの写しを提出できないものは出身大学の指導教員等の推薦書

5. 検定料の払込方法

(1) 検定料 9,800 円

(2) 払込期間 3. 出願期間と同様です。

(3) 払込方法

①「検定料受付証明書貼付台紙」に記載の銀行口座へ銀行窓口又はATMから払い込んでください。
振込手数料は、志願者本人の負担となります。

②払込後、振り込証明書(写)を「検定料受付証明書貼付台紙」に確実に貼り付けて提出してください。

③外国から振込を行う場合は、リフティングチャージ(為替取扱手数料)2,500円も志願者負担となりますので、12,300円を振り込んでください。リフティングチャージ以外の振込手数料も、全て志願者本人の負担となります。
また、この場合、事前に医薬保健学系事務課医学事務チーム教務担当にお知らせください。

6. 選考方法

研究生・科目等履修生とも、原則として書類選考及び面接とします。

7. 合格発表

合格者には、合格通知書を送付します。

8. 入学手続

(1) 入学手続(納付)期間

【研究生】

項目	4月1日入学	7月1日入学	10月1日入学	1月1日入学
入 学 料	84,600円	84,600円	84,600円	84,600円
入 学 手 続 (納付)期間	3月 2日(月) ~3月 6日(金)	6月 1日(月) ~6月 5日(金)	8月31日(月) ~9月 4日(金)	11月30日(月) ~12月 4日(金)
前 期 授 業 料	178,200円	89,100円		
後 期 授 業 料	178,200円	178,200円	178,200円	89,100円
納 付 期 限	前期 4月末日 後期10月末日	前期 7月末日 後期10月末日	後期10月末日	後期1月末日

【科目等履修生】

項目	前期(4月)入学	後期(10月)入学
入 学 料	28,200円	28,200円
入 学 手 続 (納付)期間	3月 2日(月) ~3月 6日(金)	8月31日(月) ~9月 4日(金)
授業料(1単位)	14,800円	14,800円
納 付 期 限	前期 4月末日 後期10月末日	後期10月末日

注1) 末日が土・日・祝日の場合は前日の平日までが納付期限となります。

注2) 入学時及び在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

(2) 提出書類等

入学手続の詳細については、合格通知書発送の際、説明書を同封します。

① 入学料受付証明書(入学料振込済用紙を貼付したもの)

② 保証書

③ 著作権に関する確認書

④ 学生証用カラー顔写真(縦 4cm × 横 3cm)

9. 国際交流会館入居の申込みについて(外国人留学生のみ)

研究生で、入学後に本学の国際交流会館への入居を希望する人は、次により申し込んでください。

ただし、国際交流会館の空き状況により、入居できない場合があります。

※科目等履修生については、国際交流会館へ入居することはできません。

(1) 入居申込書請求方法

以下の本学 Web サイトから募集要項・申請書を取得することができます。

(10月入学:7月上旬ごろ掲載予定、4月入学:1月上旬ごろ掲載予定)

【Web サイトアドレス】

<https://www.kumamoto-u.ac.jp/kokusaikouryuu/kokusaikouryuukaikan/ryoukin>

(2) 請求(照会)先・提出先

熊本大学 学生支援部国際教育課 国際学生交流チーム

〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-40-1 Tel. 096-342-2160 Fax. 096-342-2130

E-mail: gji-ryugaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

10. その他

(1) 出願書類に不備があると、受理できない場合があります。

(2) 提出された出願書類、納入された入学検定料、入学料及び授業料は返還できません。

(3) 科目等履修生として複数学部の授業科目の履修を希望する場合は、出願時に医学事務チーム教務担当へ申し出て下さい。(前学期出願時に後学期分を合わせて出願する場合も同様です)

(4) その他不明点は、熊本大学医薬保健学系事務課医学事務チーム教務担当へ問い合わせてください。

熊本大学医学部医学科 熊本大学大学院医学教育部

〒860-8556 熊本市中央区本荘 1-1-1

TEL: 096-373-5029 (医学事務チーム教務担当)

E-mail: iyg-igaku-3@jimu.kumamoto-u.ac.jp

<http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/index.html>

<http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medgrad/>